

**再生手続開始後の脱退により生じた信用組合に対する出資金返還請求権を
受働債権とする相殺の可否**

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 11 月 24 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 5695 号
【事 件 名】 出資金払戻請求事件
【裁 判 結 果】 請求認容
【参 照 法 令】 民事再生法 92 条
【掲 載 誌】 金判 1670 号 44 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595640

一橋大学教授 水元宏典

事実の概要

株式会社 X（原告）は、平成 12 年 3 月に 500 万円、平成 19 年 6 月に 1 万円を Y 信用組合（被告）に出資した組合員であったところ、令和 2 年 1 月に再生手続開始の決定を受けた（債権届出期間は令和 2 年 2 月 18 日まで）。

Y は、X に対して、平成 27 年 8 月の貸付けに係る残元金として 1008 万円余の再生債権を有していた（以下「本件再生債権という」）。Y は、X の Y に対する出資金 501 万円に係る返戻請求権（以下「本件出資金返戻請求権」という）が出資時において脱退等の事実を停止条件として発生していたと主張し、令和 2 年 2 月 5 日頃、その停止条件不成就の利益を放棄した上で、本件再生債権を自働債権、本件出資金返戻請求権を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をした（以下「本件相殺」という）。

これに対して、X は、令和 2 年 9 月に当該事業年度の終了日である令和 3 年 3 月末日をもって Y を脱退する旨の意思表示をした上で、令和 3 年 6 月の総代会後に本件出資金返戻請求権について停止条件が成就したと主張して、出資金 501 万円と遅延損害金の支払を求めた。

判決の要旨

請求認容。

1 「……本件相殺の受働債権である本件出資金返戻請求権は、組合員が脱退した場合に当該事業年度の終了日に Y の組合財産が存在することを条件として、その後の総代会決議でこれが確定して初めて効力を生じ、その権利行使が可能となるものであるから、事業年度の終了日における Y の組合財産の存在を条件とする停止条件付債務であり、再生手続開始当時において、停止条件は未成就であったことが認められる。」

2 「……同法〔民事再生法〕92 条 1 項は、……再生債権者の相殺の担保的機能への期待と再生債務者の事業の再建との調整を図ったものと解される。

このような民事再生法 92 条 1 項の趣旨に鑑みれば、同項により再生債権者がすることが許される相殺における受働債権に係る債務は、再生手続開始当時少なくとも現実化しているものである必要があり、将来の債務など当該時点で発生が未確定な債務は、特段の定めがない限り、含まれないと解することが相当である。

この点、停止条件付債務が現実化するのとは条件が成就する時であるから、未成就停止条件付債務を負担していても未だ民事再生法 92 条 1 項にいう『債務』を負担しているとはいえない。そして、同項は、未成就停止条件付債務と同様に未だ現実

化しているとはいえない期限未到来の期限付債務については、その後段において同項の『債務』に含む旨を明記しているにもかかわらず、条件付債務についてはそのような規定がない。

以上からすれば、民事再生法 92 条 1 項にいう『債務』には未成就停止条件付債務を含まないと解することが相当といえる。

このことは……会社の整理に関しては、停止条件付債務を内容とする契約が会社の整理開始前に締結された場合であっても条件が整理開始後に成就したときは相殺を禁止していると解されていたこと（最高裁昭和 45 年（オ）第 449 号昭和 47 年 7 月 13 日第一小法廷判決・民集 26 巻 6 号 1151 頁）にも整合する。」

3 「……同項〔民事再生法 92 条 1 項〕の『債務』に未成就停止条件付債務を含まないから、仮にその〔再生手続開始〕後に停止条件が成就したり、不利益〔ママ（「利益」の誤りか）〕を放棄して届出期間内に相殺適状となったとしても、前記のとおり停止条件付債務の発生は条件成就の時であることからすると、本件相殺が同項によって許されることにはならない。

……そもそも民法上期限の利益を放棄することができる（民法 136 条 2 項）期限付債務と異なり、停止条件付債務については実体法上も債務者が一方的に債務〔ママ（「条件不成就の利益」の誤りか）〕を放棄することが一般に認められているとはいえない。実質的にも、期限と異なり、条件は成就するかどうかが不確定なものであること等からすると、債務の性質にかかわらず債務者に一方的に不成就〔ママ（「成就」の誤りか）〕を確定させ、履行を選択することを当然に許すといとは考え難い。加えて、少なくとも本件出資金返戻請求権のような出資金返戻請求権については、出資金の返還という債務の履行が組合員の地位と密接に結びついており、組合たる債務者が一方的に条件〔ママ（「条件不成就の利益」の誤りか）〕を放棄することを認めることは、債権者である組合員の地位を一方的に奪うに等しく、実体法上認められるとはいえないし、債務者の事業の再生を目的とする再生手続においてもこれを阻害するものとして認められないというべきである。」

4 「ほかに民事再生法上本件相殺が許容される根拠はなく、かえって停止条件付債務について民事再生法 93 条 1 項 1 号にいう『債務を負担した』といえるのは停止条件成就時であるところ（……〔前掲最判昭 47・7・13〕参照）、本件出資金返戻請求権の停止条件が成就したのは、前記前提事実のとおり組合財産の存在が確定した事業年度の終了日である令和 3 年 3 月末日であり、再生手続開始後であることは明らかであるから、これを受働債権とする本件相殺は同号の相殺禁止に該当する。」

以上、〔 〕内は筆者による。

判例の解説

一 本件出資金返戻請求権の法律構成

判決の要旨 1 は、本件出資金返戻請求権に係る債務について、これを停止条件付債務とし、その停止条件については、①脱退の効力発生が法定条件に仕分けされるためか、②当該事業年度終了日における組合財産の存在のみを挙げる。以下、本稿もこの法律構成を前提とする。なお、③総代会決議による確定が停止条件の内容に含まれるのか、期限その他の行使要件に仕分けされるのかは判然としない。しかし、いずれであっても本件相殺の可否には影響しないので、これ以上は立ち入らないことにする¹⁾。

二 本件出資金返戻請求権について停止条件が成就した後にする相殺の可否

破産債権者が危機時期到来の認識前に破産者に対して停止条件付債務を負担していた場合において、その認識後破産手続開始前に停止条件が成就したときは、破産法 71 条 2 項 2 号によって相殺が認められ、破産手続開始後に停止条件が成就したときは、破産法 67 条 2 項後段によって相殺が認められる²⁾。この原則は次のとおり説明できる³⁾。

すなわち、民法上、相殺の担保的機能からは、相殺権の概念が析出され、それは、対立する同種の債権の当事者として将来相殺によって清算しうる合理的な期待をもつ者の地位として観念される⁴⁾。この民法上の相殺権は、担保権との機能的

な類似性から、破産手続においては、破産法上の相殺権を基礎付け、担保権の処遇と同様に、一方では担保的機能が尊重され、他方では偏頗行為規制に服するものとされる。民法 511 条が採用する無制限説の下では、対立する同種の債権の一方または双方が未だ停止条件付であっても、その相殺期待は当然に合理的なものとなされ⁵⁾、民法上の相殺権が成立し、あとは、相殺適状のほか、相殺権の濫用が問われるだけである。そして民法上の相殺権が破産法上の相殺権を基礎付けることになるから、破産手続開始時に民法上の相殺権が成立していれば破産法上の相殺権が成立し、相殺権の濫用といった特段の事情がない限り、相殺適状によって相殺権の行使が認められる。逆からいえば、破産債権者は破産手続開始後に担保権を取得することが禁止されるから、これと同様に、破産法上の相殺権が成立するためには破産手続開始時に民法上の相殺権が成立していなければならない。このような破産手続開始時を基準時とする相殺制限は、偏頗行為規制により、危機時期の到来を認識していた破産債権者との関係では危機時期まで遡及する。よって、上記の原則が導かれる。

以上の説明は、破産手続を念頭に置いているが、再生手続においても等しく妥当する。というのも、破産（＝清算）と再生（＝再建）の区別は理論上は債権者に配分されるべき債務者の責任財産が現有財産か将来収益かの違いでしかなく、このような換価方法の違いによって分配問題である債権者間の優劣関係の違いが生じるべき合理的理由はないからである。上記の説明は、破産法上の相殺権の成否に関する説明であるところ、その成否は、債権者間の優劣関係を決する問題であるから、典型的な分配問題である。

このように考えると、再生手続においても、再生債権者が危機時期到来の認識前に再生債務者に対して停止条件付債務を負担していたときは、再生法上の相殺権が成立することになる。たしかに、民事再生法 92 条 1 項後段は、破産法 67 条 2 項後段と異なり、条件付債務については沈黙している。しかし、沈黙しているだけであって、再生手続開始後に停止条件が成就した後にする相殺を明文で禁止しているわけではない。かえって、危機時期の相殺制限は手続開始後の相殺制限を遡及さ

せたものなのだから、破産法 71 条 2 項 2 号に相当する民事再生法 93 条 2 項 2 号の存在は、破産法 67 条 2 項後段に相当する民事再生法の規範の存在を暗星雲的に浮かび上がらせる。よって、判決の要旨 2 には反対であり、民事再生法 92 条 1 項の「債務」は未成就の停止条件付債務を含むと解すべきである。その結果、再生債権者が再生手続開始時に再生債務者に対して停止条件付債務を負担しており、その条件が手続開始後に成就した場合には、再生債権者は、民事再生法 93 条 1 項 1 号の相殺禁止を免れることになる⁶⁾。

もちろん、債権届出期間満了後に停止条件が成就したときは、民事再生法 92 条 1 項前段の期間制限により、相殺はできない。本件出資金返戻請求権の停止条件が成就したのは債権届出期間満了後であるから、仮に Y が停止条件の成就を待って相殺をしたとしても、その相殺は同項前段の期間制限によって認められない。もっとも、この規定は、「成立」が認められた再生法上の相殺権について、再生計画案策定の便宜上、その「行使」をメ切的に制限する趣旨であるから、この規定によって、その「成立」を制限するのは倒錯した発想というべきである。

なお、判決の要旨 2・4 掲記の昭和 47 年最判は、会社整理の事案において、動産譲渡担保権者が被担保債権とは別口の債権を自働債権とし、手続開始後の処分清算により停止条件が成就した剰余金返還請求権を受働債権とする相殺について、これを認めなかったものであるが、この結論は、当該相殺が同意なき包括根担保への改訂として相殺権の濫用に当たることから根拠付けられるべきである⁷⁾。したがって、昭和 47 年最判の射程は本件には及ばない。

三 本件出資金返戻請求権について停止条件不成就の利益を放棄してする相殺（本件相殺）の可否

破産債権者は破産手続開始後に受働債権について停止条件不成就の利益を放棄して相殺をすることができる⁸⁾。この原則の説明は従来 2 通り存在する。第 1 は、民法上そのような相殺が認められているから当然だという説明であり⁹⁾、第 2 は、民法上は認められていないが破産法 67 条 2 項後

段が特にこれを認めたのだという説明である¹⁰⁾。しかし、第2の説明については、停止条件が成就した後にする相殺を認める前提に立つ限り、その相殺に加えて、民法上は認められていないと説く相殺を破産法があえて認めるべき理由に乏しい。そもそも、利益の放棄が原則として認められる私法体系から考えれば、第1の説明が支持されるべきである。

前述二のとおり、民事再生法92条1項の「債務」は未成就の停止条件付債務を含むと解すべきであるから、この解釈論に上記第1の説明を重ね合わせれば、再生手続においても、受働債権について停止条件不成就の利益を放棄してする相殺が認められることになる。この原則の例外は、債務の性質上または法律上、そのような相殺がそもそも民法の次元でできない場合である。債務の性質による例外としては、停止条件が成就するまで債務額が定まらない場合が典型であり、また、法律上の例外としては、強行法規に反する場合が典型である¹¹⁾。

本件出資金返戻請求権については、定款等により出資額が上限になるのであれば、停止条件が成就するまで債務額が定まらないとまではいえない（上限額未満になる利益も放棄すれば上限額で相殺できる）。しかし、脱退前にする停止条件不成就の利益の放棄は、出資なき組合員を認める結果になるから、強行法規というべき中小企業等協同組合法10Ⅰ・同Ⅵ・20Ⅰ等の趣旨に反する（判決の要旨3は、停止条件不成就の利益の放棄が組合員の地位を一方的に奪うに等しいと説くようであるが、その放棄は契約から生じる当該請求権に関する利益の放棄にすぎないから、その放棄によって本件出資金返戻請求権が現在化しても、組合員の地位が奪われることにはならない。だからこそ、脱退前にする停止条件不成就の利益の放棄は、出資なき組合員を認める結果になってしまうわけである¹²⁾）。よって、本件相殺は認められないと解すべきである。理由は異なるが、本判決の結論自体は支持できる。

●—注

1) なお、自由脱退の効果が本件と異なる信用金庫の事案については、東京地判平15・5・26金判1181号52頁（ただし破産による法定脱退）のほか、今泉純一「信用金庫の会員の法的倒産手続と会員の持分払戻請求権・持分譲

受代金支払請求権を受働債権とする相殺の可否」甲南ロー5巻(2009年)41頁、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『通常再生の実務Q&A150問』（金融財政事情研究会、2021年）120頁〔今井丈雄〕など参照。

- 2) 最判平17・1・17民集59巻1号1頁など。
- 3) 水元宏典『倒産手続における相殺権』角紀代恵ほか編『現代の担保法』（有斐閣、2022年）765頁など。
- 4) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年）320頁など。
- 5) 無制限説の論理を貫徹すれば、その条件成就の蓋然性が低くても、また、条件成就まで債務額が定まらなくても、その相殺期待は当然に合理的なものと評価されることになる。
- 6) 同旨、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法（上）（第2版）』（金融財政事情研究会、2010年）504頁、525頁〔中西正〕など。反対、園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法（第3版）』（弘文堂、2013年）479頁〔山本克己〕など。
- 7) 同旨、山本戸克己「判批」民商68巻2号（1973年）289頁、297頁、霜島甲一「判批」判タ289号（1973年）95頁、98頁。
- 8) 前掲注2）掲記の最判平17・1・17など。
- 9) 山本和彦ほか『倒産法概説（第2版補訂版）』（弘文堂、2015年）253頁〔沖野眞己〕など。
- 10) 伊藤眞『破産法・民事再生法（第5版）』（有斐閣、2022年）524頁注111など。
- 11) 今泉・前掲注1）46～47頁参照。加えて論者は、相手方の利益が害される場合を挙げるが、この場合には、期限の利益と同様、損害を賠償して放棄する余地もあろう。
- 12) 以上、今泉・前掲注1）47頁、53～54頁の示唆に富む議論を本件に応用した。

* 本稿はJSPS科研費23K01161の助成による研究成果の一部である。